

「少年の日」「家庭の日」普及啓発作品コンクール募集要項

1 趣 旨

元気で活力のある21世紀の群馬県を創造するためには、未来への希望を託す貴重な存在であり、21世紀の群馬県を形成する青少年の健全育成が重要な課題です。

このため群馬県では、昭和40年度から毎月第1日曜日を「家庭の日」と定め、青少年の健全育成のための県民運動を推進しています。

また、青少年自身が自らの行動に責任を持つとともに、社会の一員としての自覚を深める日として、昭和58年度から毎月第1土曜日を「少年の日」と定め、「家庭の日」と連動した県民運動を展開しています。

そこで、「少年の日」「家庭の日」の一層の普及・徹底を図り、青少年をよりよく育てるために、この日にちなんだ絵画・ポスター及び標語を募集するものです。

2 主 催 群馬県、群馬県教育委員会

3 後 援 (予定) 群馬県警察本部、群馬県青少年育成推進会議、群馬県PTA連合会、群馬県女性団体連絡協議会、ぐんま地域活動連絡協議会、群馬県防犯協会、上毛新聞社、朝日新聞前橋総局、毎日新聞前橋支局、読売新聞前橋支局、産経新聞前橋支局、東京新聞前橋支局、日本経済新聞社前橋支局、共同通信社前橋支局、時事通信社前橋支局、NHK前橋放送局、群馬テレビ、エフエム群馬

4 参加協力 各市町村、各市町村教育委員会、青少年育成団体

5 応募資格

(1) 絵画・ポスターの部

ア 絵 画 小学生

イ ポスター 中学生

(2) 標語の部

小学生(4年生以上)、中学生、高校生、一般の方

6 応募規定

(1) 絵画・ポスターの部

ア 内 容

・「少年の日」--青少年の健全育成に役立ち、また、青少年自身が自らの行動に責任を持ち、社会の一員としての自覚を深められるもの。

(例 スマートフォン等の適正な利用をよびかけるもの、あいさつ運動、地域での伝統行事やボランティア活動への参加、スポーツ活動等)

・「家庭の日」--家庭の様子を題材にした健康的で明るいもの、又は「家庭の日」にどこかへ行った時のこと。

(例 スマートフォン等の適切な使い方と家族団らんの大切さを伝える内容のもの、家庭内でのイベントや家族との会話、外出、食事の様子等)

イ 用 紙

・画用紙「四つ切り」(38×54cm)のもの。

ウ 材 料

・クレヨン、水彩絵の具、ポスター用絵の具のいずれかを使用してください。

エ 留 意 点

・絵画には、標語等を記入しないでください。

・ポスターの題字には、次の4種類の中からいずれかを選んで記入し、それ以外記入しないでください。

「少年の日」 、 毎月第1土曜日「少年の日」
「家庭の日」 、 毎月第1日曜日「家庭の日」

・別記様式1の絵画・ポスター応募用紙に必要事項を楷書で記入の上、作品の裏面、横置き
の右肩に貼付してください。名前には、ふりがなを付けてください。

- (2) 標語の部
ア 内容
「少年の日」「家庭の日」の内容がよくわかり、その内容を強くアピールするもの。
イ 形式
・形式は問いません。
・作品は一人1作品とし別記様式2の標語応募用紙に記入の上、提出してください。
なお、一般の方については、はがき等に別記様式3で記入し、応募してください。

- (3) 応募点数の限度
児童・生徒の応募点数については、次のとおりとします。
絵画・ポスターの部 各学級5点以内、標語の部 各学級5点以内
なお、各学級で取り組まれた作品の総数について、別記様式5の応募数一覧表に記入してください。

- (4) その他
小・中学生は、絵画・ポスター及び標語の両部門に応募することができます。
ただし、絵画は小学生、ポスターは中学生が対象であること、また、標語は、小学4年生以上であることに注意してください。また、応募点数の制限にも注意してください。

7 応募方法

- (1) 市町村立学校
各学校で取りまとめ、別記様式4の応募者一覧表と別記様式5の応募数一覧表を作成し、各市町村教育委員会に提出してください。
各市町村教育委員会は、別記様式6の応募総数一覧表を作成し、各学校から提出された応募者一覧表及び応募数一覧表を添付の上、群馬県生活子ども部児童福祉・青少年課に提出してください。
- (2) 国立、県立、組合立及び私立学校
各学校で取りまとめ、別記様式4の応募者一覧表と別記様式5の応募数一覧表を作成し、群馬県生活子ども部児童福祉・青少年課に提出してください。
- (3) 一般
はがき等に、別記様式3の標語応募用紙の様式により、「作品（標語）」「住所」「電話番号」「氏名」「年齢」を記入の上、応募してください。なお、各館、各所、各署、各施設、各課（室）等でとりまとめて応募する場合は、別記様式7の応募者一覧表を作成の上、添付して応募してください。

8 応募先

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 ☎027-897-2966
群馬県生活子ども部児童福祉・青少年課青少年育成係あて

9 締切日

令和3年6月11日（金）必着とします。
ただし、市町村立学校については、令和3年6月4日（金）までに各該当市町村教育委員会へ提出してください。

10 選考と表彰

- (1) 選考
審査は、主催者の委嘱した審査員により入賞・入選作品を選考します。
審査結果は、各市町村教育委員会を通じて各学校に通知します。一般の方については入賞・入選者のみ本人あて連絡いたします。
- (2) 表彰等
入賞者のうち、最優秀賞受賞者には賞状・記念品を、金・銀・銅の各賞受賞者及び入選者には賞状を授与します。なお、最優秀賞受賞者については、令和3年11月27日（土）に開催予定の群馬県青少年育成大会において表彰します。
詳しくは後日、追って連絡いたします。

11 その他

- (1) 応募書類に記載された個人情報、審査委員会が行う入賞・入選作品の選考及び本事業の運営に関する目的にのみ使用します。ただし、入賞・入選作品の個人情報の一部（氏名、在籍校、学年）については、関係機関に配布する作品集に使用します。また、提出書類に記載された個人情報を、別の目的で使用する必要が生じた場合は、別途、本人の了解を得ることとします。
なお、応募作品を除く提出書類は、原則として返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 絵画・ポスターの応募作品は、原則返却いたします。
- (3) 応募作品の著作権は、群馬県に帰属します。
- (4) 応募作品については、広報資料の作成等に活用させていただきます。
- (5) 入賞作品は群馬県青少年育成大会において公開します。

重点テーマ 「スマートフォン等の適正利用」

～「少年の日」「家庭の日」普及啓発作品コンクール～



「おげのかみさま」のアニメーションも配信中！
群馬県のHPからも見れます。
<http://www.pref.gunma.jp/03/c2900046.html>

スマートフォン等の普及により、ネットいじめ、ライン等のSNS利用に関連したトラブル、ネット依存などが問題になっています。そこで青少年が正しいインターネット利用を考える契機にするため、今年度も

「スマートフォン等の適正利用」を重点テーマに定め、作品を募集します。従来の内容に、重点テーマに関連させたポスター・標語の応募を、ぜひお願いします。

※セーフネット標語「おげのかみさま」リーフレットも参考にしてください。

「少年の日」作品例

- ・ネットいじめの防止に向けたもの
- ・スマートフォン等の適正な利用を呼びかけるもの
- ・セーフネット標語「おげのかみさま」を題材にしたもの
- ・地域での行事やボランティア活動、あいさつ運動

……など

「本人に ちよくせつ意える？ その言葉」
R2 最優秀作品

「家庭の日」作品例

- ・スマートフォンやゲーム機等の適切な使い方と家族団らんの大切さを伝える内容のもの
- ・親子でインターネット利用のルールを話合っているもの
- ・家庭内でのイベントや家族との会話、外出、食事の様子

……など

「失敗も 家族に話し 大笑い」
R2 最優秀作品

※締切日・応募方法など詳しくは、募集要項を御覧ください。

群馬県生活こども部 児童福祉・青少年課 TEL: 027-897-2966

別記様式1 絵画・ポスター応募用紙

画題	類別	名よみが前な	学年・組	学校名	市町村名
	・少年の日 ・家庭の日		年組	学校	

注意 絵画は小学生、ポスターは中学生が対象です。

別記様式2 標語応募用紙（児童生徒）

標語	類別	名よみが前な	学年・組	学校名	市町村名
	・少年の日 ・家庭の日		年組	学校	

注意 対象は小学校4年生以上で、一人1作品です。